

2018年1月1日以後に満期を迎えるご契約者様へ

医労連自動車共済

0120-160-625

## 自動車共済制度改定のご案内

日頃より、医労連自動車共済をご利用いただき誠にありがとうございます。  
2018年1月1日始期契約から、制度改定を実施致します。今回の改定におきましては、ASV割引の新設と、ご契約者からの要望が多かったロードアシスタンス特約の適用車種の拡大とサービスの拡充を行うとともに、ロードサービスに関する各特約の見直しを行いました。改定内容は以下の通りです。

### I. 共済掛金に係る改定

#### ASV(先進安全自動車)割引の新設

A E B (Autonomous Emergency Braking=衝突被害軽減ブレーキ) 装置を装備した自動車を対象に割引を適用します。

- 対象自動車  
自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車
  - 割引率 9%
  - 適用条件  
衝突被害軽減ブレーキ(A E B)を装備した自動車であることが確認できた場合にASV割引を適用
- ※自家用普通乗用車、自家用小型乗用車は、契約の始期が、当該型式の発売年度に3を加算した年度の12月末までの間にある場合に限り適用となります。

※現在契約しているお車については、更新時に自動的に反映されます。

#### 車両共済を中心とした掛金率の見直し

車両共済を中心に掛金率の見直しを行いました。全体では掛金引下げですが、引上げとなるご契約もありますので、ご注意ください。



## Ⅱ. ロードサービスに係る改定

### ロードアシスタンス特約の改定

#### 【改定内容】

- ロードサービスの対象を全車種に拡大（全契約に自動付帯）  
自家用8車種に加え、二輪・原付も対象に

### ロードアシスタンス宿泊移動費用特約の改定

契約の対象(任意セット)を全車種に拡大するとともに、補償の対象に「車両引取費用」を追加しました。

#### 【改定内容】

- ロードアシスタンス宿泊移動費用特約の対象を全車種に拡大  
自家用8車種に加え、二輪・原付も対象に
- 車両引取り費用補償の追加  
修理完了後に合理的な経路および方法で車引取りに要した  
往路1名分の交通費(レンタカーは除く)(1事故につき15万円まで)

### ロードサービスの改定

#### 【改定内容】

- キー紛失時のカギ開けも対象に  
鍵開け（自宅以外のキー紛失時も新たに対象に）  
※専用デスクに連絡した場合に限る

○上記改定は2018年1月1日以降の始期契約から適用となります。2017年12月31日

以前の始期契約については改定前の制度を適用します。

○2017年12月31日以前の始期契約の満期更改前に行う異動変更手続きについては、改定前の制度での変更となります。